

鯖江市奨学資金一部償還免除のご案内

鯖江市に定住する人

鯖江市奨学資金償還の一部を免除します

鯖江市では、次代を担う若者の定住と地元への就職を促進し、若年層の人口増加と地域の活性化を図ることを目的に、鯖江市奨学資金の貸し付けを受けた人が、大学等を卒業後、市内に定住した場合に、鯖江市奨学資金の償還金を一部免除します。

対象となる奨学金

鯖江市から貸与を受けた奨学金

対象者

以下のすべてに該当する人が対象となります。

- 1 令和2年度以降から新たに鯖江市奨学資金の償還を開始する人
- 2 市内に住所を有する人（市内に5月1日時点で住民票の登録のあり、継続して市内に居住している人）
- 3 市内または近隣市町において就業し（そのための活動をしている者を含む。）または起業している人
- 4 奨学資金の償還金および奨学資金の貸与を受けた世帯全員の市税に滞納がない人

免除対象期間

最大 5年間

償還免除額

償還計画に基づく当該年度に償還予定の額の2分の1の額を免除します。

※ただし、貸与した奨学資金の総額の20分の1の額を限度とします。

※令和元年度までに償還を開始している人および償還を猶予されている人は対象となりません。

償還免除額の計算例

奨学生の種類（例）		貸与期間	貸与総額	1年あたりの償還免除（限度）額
大学	国公立	自宅通学	4年 816,000円	40,800円
		自宅外通学	4年 960,000円	48,000円
	私立	自宅通学	4年 1,296,000円	64,800円
		自宅外通学	4年 1,440,000円	72,000円

（例）自宅外通学の大学生（4年間の貸与総額1,440,000円、10年償還）の場合、1年間当たりの償還すべき金額144,000円の2分の1に相当する72,000円の償還を免除し、72,000円を償還していただきます。また、一括償還や繰上償還を行った場合でも、その年度の免除額は72,000円となります。

免除決定までの流れ



※償還免除は、免除申請を行った年度の償還すべき債務を対象としますので、2年目以降引き続き鯖江市に定住している場合でも、**毎年免除申請が必要**です。

申請期間

毎年度9月1日から10月31日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで【必着】
平日の午前8時30分～午後5時15分まで

※初年度の申請期間は令和2年9月1日～11月2日（10月31日が閉庁日のため）

申請方法

申請書類を郵送またはご持参により、必要書類を添えて提出してください。

お問い合わせ先

鯖江市役所 教育委員会教育政策課

〒916-8666 鯖江市西山町13-1

TEL(0778)53-2250 FAX(0778)51-8154

よくある質問

Q. 就労する職種に制限はあるか？また市外に就職した場合は対象になるか？

A. 職種に制限はありません。また市外に就職した場合も対象になりますが、市内在住が条件となります。

Q. 雇用形態は、正規雇用・非正規雇用いずれも対象になるか？

A. 対象になります。

Q. 繰り上げて一括償還した場合はどうなるか？

A. 一括償還した分は対象となりません。毎年の免除限度額は、奨学資金貸与総額の20分の1に相当する額を限度額としています。

Q. どうして毎年申請しなければならないのか？

A. 居住の有無や、納税状況を確認する必要があるため、毎年申請していただきます。

Q. 市外へ転居した場合は、返還しなければならないか？

A. 返還する必要はありません。また償還開始後10年以内に再転入した場合は、通算5カ年度分となるまで申請できます。

Q. 大学卒業後、県外に就職したが、その後市内に転入した場合は申請できるか。

A. 申請できます。ただし、対象者の要件を満たしている人に限ります。